

公益財団法人日本陸上競技連盟
不服申立委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）登録会員処分規程第17条の規定に基づいて設置された、不服申立委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

(所掌)

第2条 委員会は、登録会員の処分に対する不服申立に関することを所掌する。

(委員)

第3条 委員会の委員は5名以内とし、委員のうち1名を委員長とする。
2 委員長及び委員は、理事会の決議によって選任する。
3 委員長は、法曹資格者又は法学者でなければならない。
4 委員のうち過半数の者は、本連盟の評議員、理事、監事、職員又は専門委員会若しくは倫理委員会の委員長若しくは委員以外の者とする。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、本連盟役員の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。
2 本委員会は、議決権を有する委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
3 本委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。
4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。
5 本規程に定めるもののほか本委員会の所掌事項の実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1 この規程は、2018年10月1日から施行する。